

## < 農業委員会法第53条に基づく都への意見 >

# 2020年度 東京都農業施策に関する意見

～ 農業振興地域から都市地域まで、担い手を確保して貴重な農地を次の世代へ～

東京の農業は、それぞれの地域で環境に適応した特徴ある展開がはかられており、地域にとってかけがえのない多面的な役割を果たしている。しかし、現行の制度や施策のもとでは農地の減少に歯止めがかからず、農業生産の規模も縮小し続けている。将来にわたって農地を残していくことができるかどうか、非常に重要な局面を迎えており。

いま、東京農業をめぐる最重要課題は、第一に認定農業者や将来を担う後継者、新規就農者を核とした多様な担い手の育成と確保である。第二には、都市農地については新制度の周知を徹底したうえで、まちづくりにおいて貴重な農地を保全する体制を構築することである。第三には、制度発足から50年目を迎える農業振興地域に対して将来展望が開けるような振興施策を構築することである。

こうした大きな課題のもと、東京都には「農業・農地のある東京」を次世代に受け渡すことを目標に独自の施策を打ち立てることが強く期待されている。よって、2020年度農業施策において下記事項を実現されるよう、東京都農業会議第124回総会の総意をもって意見を提出する。

### 記

#### 1. 多様な担い手の確保

##### (1) 認定農業者に対する支援の強化

認定農業者を確保し、その経営改善を実現するための支援策を強化すること。また、区市町村が行う支援事業等を積極的に後押しするため都に「認定農業者支援対策室（仮称）」を設置し支援体制を強化すること。

##### (2) 農業後継者の確保対策の強化

将来にわたり東京の農地を守り農業を発展させるためには農業後継者の確保が不可欠であることから後継者確保対策を一層強化すること。なお、後継者が安心して就農し新たな農業に意欲的に取り組むためには、必要な施設・機械等の整備に向け、就農当初の営農資金の確保が重要であることから、都独自の「農業後継者育成給付金事業」（仮称）を創設すること。

また、各種補助事業については経営体の後継者による活用を促進するため、後継者の立場でも申請しやすい規定とすること。

##### (3) 新規就農者に対する支援の強化

生産・出荷施設の整備等も含め、農外から新規に参入する就農者の経営確立に対する支援を強化すること。また、新規就農者がその地域に安定して定住できるよう住居の確保を支援する事業を創設すること。

##### (4) 認定農業者を目指す農家に対する支援施策の確立

東京都内において今後、認定農業者の認定を受ける経営体の数を確保し、さらに増やすためには、認定を受けるに至っていない広範な農家の意欲を喚

起し、所得向上を後押しする必要がある。そこで、担い手を支援する各種支援事業の対象については一定の規定を設けたうえで認定農業者を目指す農家にまで拡大すること。

(5) 女性農業者の育成とネットワークの構築

農業経営の重要な担い手である女性農業者がますます活躍できるよう、研修等の支援を強化するとともに、都内全域のネットワークを構築すること。

(6) 援農ボランティアの育成

農家における労働力確保対策に加え、農業に関わりたいという市民からの要求に応えるため、区市町村や地域団体等が援農ボランティアや農作業受託組織の育成をはかる取組を支援する事業を強化すること。

## 2. 担い手の経営力強化に向けた支援

(1) 補助事業の拡充と要件等の見直し

高度な技術の導入や施設化、販売力の強化等に対し意欲の高い農家を積極的に後押しするため、補助事業の予算を大幅に拡充すること。なお、事業対象については原則を3戸以上から個別経営体とともに、区市町村が経営計画の認証を行うこと等を条件として認定農業者を目指している農家についても補助の対象とすること。

また、新規就農者が小規模な機械・施設の導入にも活用できるよう最低事業費を引き下げる。

(2) 農業改良普及事業の強化

都の農業改良普及事業については農家の経営改善や農業技術の向上、農業後継者の育成等に大きな役割が期待されることから、普及指導員を大幅に増員し事業を強化すること。また、各分野について専門性の高い普及指導員の育成をはかること。

(3) 畜産経営の支援

都内の畜産経営は、飼料価格が常に為替に左右される不安定な状況に置かれるとともに、都市的環境で営農を続けるための課題を抱えている経営も少なくない。そこで、畜産経営の減少を食い止めるためにも経営を維持するための直接的な支援施策を確立すること。

また、都農林総合研究センター青梅庁舎および青梅畜産センターについては、将来にわたり都内の畜産経営にとっての拠点として機能させるとともに、周辺住民の理解を得るために、都内産畜産物の加工や販売ができる施設を整備すること。

(4) 都内産の花・植木の需要を新たに創出するための施策

花き・植木の生産を振興するため、新たな技術や品種の開発に積極的に取り組むとともに、新たな需要を創出するための施策を構築すること。

(5) 6次産業化や農商工連携に取り組む担い手の支援

農業経営の6次産業化や新商品開発を支援する施策を構築するとともに、関連する産業や分野との連携強化や販売促進を支援すること。

### 3. 地域の特色をいかした農業の支援

#### (1) 農業振興地域に対する独自支援策の構築

農業振興地域は重点的に農業を振興すべき地域であることから、国の施策のみならず、都においても独自の支援策を確立して積極的に振興をはかること。特に、後継者や新規就農者、定年就農など多様な担い手を育成するとともに経営確立への徹底した支援を行うこと。

#### (2) 島しょ農業の振興

島しょ地域の重要な産業である農業を振興するため、各島の特色を踏まえ、基盤整備や担い手確保、農産物の販売促進、地産地消の促進、6次産業化の支援、試験研究、コスト低減などの取組に対し支援を強化すること。

また、島しょ農業の振興に不可欠な役割を果たすJA東京島しょを支援するとともに、各島の出荷組織や生産者組合に対する支援を強化すること。

#### (3) 基盤整備の促進

市街化調整区域も含め生産振興や生産効率の向上には農道等の基盤整備が不可欠であることから、小規模土地改良事業の予算を拡充するとともに補助率を引き上げること。

### 4. 都市農地の保全

#### (1) 生産緑地制度の啓発に向けた取組と体制の強化

都市農地を守るためにには、都内の大半の生産緑地が指定後30年を迎える2022年までの限られた期間において、生産緑地を持つ全ての農家に対し、特定生産緑地制度に関する正確な情報提供と農地の保全に向けた徹底した啓発を行う必要がある。そこで、都ではその取組の推進体制を整備するとともに、重要な役割を持つ農業委員会系統組織の体制を強化し活動を積極的に支援すること。

#### (2) 都市農地の確保

区市町村が買い取り申し出がされた生産緑地を取得する際に活用できる安定的な財源として「都市農地保全基金」(仮称)を創設すること。

また、買取り申出された生産緑地を農地として維持するためには都がいったん取得して農園として維持する取組も有効と考えられることから、国の支援も要請して用地取得の予算を大幅に拡充すること。

#### (3) 生産緑地の貸借を円滑に進めるための事業の創設

都市農地貸借円滑化法が施行され、相続税納税猶予制度の適用を受けている農地も含め生産緑地の貸借が事実上可能になったことから、今後は後継者の不在などで労働力が不足している農家等と、農地の借り入れを希望する担い手を結ぶマッチングが非常に重要になる。そこで、貴重な都市農地を保全するためにも農業委員会および農業会議が主体となってこうした生産緑地の貸借が円滑に進むことを支援する事業を創設すること。

#### (4) 都市環境に適応するための基盤整備事業の強化

都市農地保全支援プロジェクトについては都市に適応した農業を推し進めようとする自治体からの需要が大きいため、予算を拡充するとともに区市町村ごとの利用上限額を引き上げること。

### (5) 防災に資する農業用施設等の整備に対する支援

災害に強いまちづくりが喫緊の課題となっているなか、地域の防災に協力する農家が持つ農業用施設・設備等については、住民の一時避難等の際に有効に活用できるよう緊急に点検・整備する必要がある。よって、関係部局間で連携し、その改修や保全、点検等に対する支援施策について早急に検討し実施すること。

## 5. 農地の遊休化を防止する対策の確立

### (1) 遊休農地の発生防止と解消の支援

遊休農地を解消するために有効に活用されている農地の創出・再生支援事業については予算を拡充するとともに補助率を引き上げること。なお市街化区域内も含め、果樹や茶から野菜等に転換する際にも活用できるよう、対象とする事業や地域を拡大すること。

また、遊休農地の発生を防止するため、労働力が不足している農家が地域と連動して取り組む小麦や菜種、大豆や飼料作物等の栽培に対する支援策を確立すること。

### (2) 物納農地等の管理改善

物納や道路用地買収等で国および地方自治体に所有権が移転した土地は、雑草や害虫が発生するなど隣接する農家および地域の環境にも多大な悪影響を与えている。よって、都有地については農地として貸すなど利活用をはかるとともに、国が所有する物納農地等についても同様の対応がはかられるよう働きかけること。

## 6. 東京産農産物の魅力の発信と需要の開拓

### (1) オリンピック・パラリンピックを契機とした東京産農産物の需要の開拓

2020年、東京で開催される夏季オリンピック・パラリンピックを契機として豊かな食と緑がある新しい都市像を打ち出し、東京農業の多彩な魅力を大いにアピールすること。また、開催準備から会期中まで、必要な食材のうち都内産で確保するものをリストアップし、関係機関と協力して計画的な増産へ向けた生産振興をはかるとともに、都内産農産物を積極的に活用するよう事業者等への啓発を行うこと。さらに東京都GAPを含めGAPを導入する農業者への積極的な支援を行うこと。

また、植木・花きなど公共事業で使用する緑化材料については都内産を基本とすること。さらに苗木生産供給事業については苗木を生産する地域を都内全域とするとともに、稚苗についても都内産を原則とすること。

### (2) 安全・安心な食料の供給

東京都エコ農産物認証制度については、認証を受けた農業者が制度のメリットを受けられるよう、消費者ならびに流通・販売する業者等に対し積極的な啓発を行うこと。また、対象農産物の品目を積極的に拡大すること。

## 7. 都民の期待に応え、ともに育てる農業の推進

### (1) 環境保全型農業の取組への支援

環境保全型農業や農薬を削減した農業に取り組む農家に対し必要な農業資材の導入等に対する支援を行うこと。あわせて農薬飛散防止に取り組む農家に対しては、その技術や資材の導入に対する支援を行うこと。

### (2) 優良堆肥の確保

東京都有機農業堆肥センターから供給される良質な堆肥については都内の耕種農家からの期待が高く増産を希望する声も大きいことから、都内の畜産農家から堆肥原料を受け入れて生産体制と流通の強化をはかること。

### (3) 学校給食における地場産農産物利用の促進

子供たちに地元で収穫された新鮮かつ安全でおいしい食べ物を提供することは食農教育の基本であり、将来の「農のある東京」の礎である。よって、関係部局間の連携のもと、学校給食における地場産農産物の利用を促進する事業を創設して生産者組織や自治体、学校の取組を積極的に支援すること。

### (4) 食農教育の推進

都民の農業に対する理解を促進し健全な食生活を啓発するため、食農教育に取り組む農家や自治体に対し必要な支援を行うこと。

### (5) 農地が無い地域における都内産農産物の販売促進

東京産農産物の販売を促進し、あわせて都民の農業に対する理解を広げるため、区部の農地が無い地域の消費者に対し、都内各地で生産された農産物を供給するための流通支援の取組を強化すること。

## 8. 防疫体制等の強化

### (1) ウメ輪紋ウイルス対策の強化

ウメ輪紋ウイルスの緊急防除については、徹底した調査を行い早急かつ確実に根絶すること。また、伐採処分が行われた後の農業生産の再構築に対し積極的な支援を行うこと。

### (2) 豚コレラや鳥インフルエンザ、口蹄疫等の防疫体制の強化

発生すれば畜産経営に甚大な損害を与える豚コレラ、鳥インフルエンザ、口蹄疫等について防疫体制を強化すること。

## 9. 有害鳥獣対策の強化

有害鳥獣による被害の増大は、農業者自身に営農意欲があっても耕作をあきらめざるを得ない状況を生んでおり、耕作放棄地が発生する要因にもなっていることから、予算を拡充して対策を強化すること。特に害獣の駆除を強化し、捕獲した害獣の処分や、防護設備の設置・補修にかかる人件費への支援に対しても拡充すること。また、部局を横断した獣害対策本部の設置や鳥獣害対策専門官の設置により体制強化をはかること。

さらに、都市地域にあっても近年、有害鳥獣の増加が深刻化しており、農業生産はもとより都市住民の生活環境にも影響を及ぼしていることから有効な対策を早急に構築すること。

## **10. 地域農業の維持・発展をはかる農業委員会系統組織の支援強化**

農地の保全と利用促進、そして担い手の確保・育成等に大きな役割を期待されている農業委員会系統組織が今後とも地域農業の維持・発展に全力で取り組むことのできるよう、運営・活動のための支援を拡充すること。

平成31年3月19日

一般社団法人 東京都農業会議 第124回通常総会